

平成30年度 第3回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成30年10月16日（火） 午後3時00分～午後4時50分
開催場所	松阪市役所 地下会議室
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 昇（税理士） 委員 古田 颯子（司法書士）
事務局	総務部長 三宅 契約・検査担当参事 岡野 契約監理課長 松下 調達係主任 柳川 検査指導係長 野口 契約係長 渡邊
議題	議題1 入札及び契約の状況報告（平成30年7月から9月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題2 抽出事案の審議（坂本委員抽出） 議題3 随意契約に係る意見聴取について その他 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告	
・議題1 入札及び契約の状況報告として、今期7月から9月分の工事発注状況と指名停止措置について事務局より説明されたい。	・工事の発注状況について 第2四半期の入札件数は総計158件。内訳は工事130件、委託27件、入札不調無し、入札中止1件。前年同期と比較し、発注総数で7件の増となった。契約金額は総計40億5019万5480円、内訳は工事37億4551万5600円、委託3億467万9880円で、前年比総計で約15億3550万円の増になっている。昨年同時期と比較すると増額要因として、春日保育

委 員	事 務 局
	園舎改築工事の建築工事、電気工事、機械設備工事を合わせて 7 億 6500 万円ほどの契約がある。平均落札率は全体 82.98%、内訳が工事 84.52%、委託 75.56%で、ともに最低制限価格付近の競争性が十分発揮された結果になっている。 ・指名停止措置の運用状況について 続いて指名停止措置の運用状況について、この第 2 四半期の指名停止は 3 件あった。 1 件目は、国土交通省豊岡国道事務所発注のトンネル工事において、請負業者の従業員が贈賄の容疑で逮捕されたことにより、24 か月の指名停止を行ったもの。 2件目は、東北地方整備局発注の水門新設工事において、工事現場で発生したクレーン転倒事故の報告を怠ったことで、労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受けたことから、不正又は不誠実な行為があったとして 1カ月の指名停止を行ったもの。 3 件目は、西日本高速道路株式会社発注の橋梁工事現場において、工事関係者が死傷する橋桁落下事故が発生し、業務上過失致死罪で元現場所長が起訴されたことから、不正又は不誠実な行為があったとして 4 か月の指名停止を行ったもの。
●抽出事案の審議（坂本委員抽出）	
・この四半期の抽出案件として、まずは慣例によって参加が少なかったもの、落札率が高かったものなどの抽出を事前に事務局に依頼しているので事務局から説明をお願いしたい。	・それでは高落札率や参加少数案件などについて、まずは落札率 90%以上で入札参加者 5 社以下となった案件は 4 件。うち 2 件のトイレ工事は学校トイレの洋式化等に伴う工事で、これ以外にも今期何件か発注している。この 2 件は施工管理の手間や工期等の関係上、民間工事もあわせて受注体制が整わないなどの理由により少数参加となったと思われる。また、同日落札制限による次点候補の落札も結果として落札率が上がる要因だが、他業者の受注機会という目的で運用するも

委 員	事 務 局
	のであり引き続き少数参加が見込まれる入札については慎重な運用を行いたい。 次の獺師漁港の防波堤護岸整備工事は継続事業で、昨年度に引き続き発注した工事。海に突き出た防波堤の工事で、海上の作業台船を使用する特殊工事を含んでいるが、約半分は通常の陸上工事もあり市内業者の参加に期待し発注したが結果は参加 2 社となり元より特殊工事を含むこともあり高落札になったと考えている。 次の松阪城跡石垣保存修理工事は石垣の一部分の崩れを修復する特殊工事で、専門技術を要することから、実績要件を設け地域を全国とし発注した。確認できたものだけでも実績業者は全国 10 社程度あったが、名簿登録の無い業者もあり、それらの参加も求めるため、公告と平行し新規登録を受け付けた。結果的には 3 社参加となったが、城跡の石垣工事としては小規模なもので、遠方から出向く事や施工手間や関連経費などの判断から高落札になったと考えている。 続いて、落札率が 90%以上の案件は 2 件。いずれも予定価格算出率が高めの設定となり、いくつかの応札が最低制限価格を下回ったことによるもので、従来から一定程度発生している事象となる。 次に入札参加者が 5 社以下の案件は 20 件。例年この時期は業者側の手持工事が増える時期で、とりわけ採算が取りにくい小規模や特殊性のある工事などは参加少数となる傾向にある。特に今年度は建築関係の工事発注があり、20 件中 12 件が建築、電気、管工事となっている。これらの業種は元々登録業者が少なく民間工事との受注判断もあったものと考えている。その他、崩谷橋橋梁修繕工事は特に参加 1 社となっており、橋梁工事は分類では土木工事になるが、施工の専門性から橋梁実績を求め参加数が少なくなる傾向があり、また施工現場は飯高管内で参加可能

委 員	事 務 局
	業者との位置的關係も参加見送りの判断になったのではと考えている。これらは参加少数ではあるが、落札率からも競争性は確保していると考ええる。 次に低入札調査型は 11 件。上下水道工事が 9 件、その内 2 件が昨年度より当委員会でも継続の意見をいただいている上下水道の合冊工事。下水道工事とそれに伴う上水道工事を同業者に施工させることから、工程調整など効率的に進み、その効果と共に受注者側からも好評を得ている。また、その他低入札案件としてはこれまで当委員会から意見をいただくように、審査下限値 75%付近に応札が集まる状況があり、同額札が発生する入札も見られることから、継続して結果を注視し検討を要する事項と考えている。また、建築工事では春日保育園の建築工事と機械工事があり共に 1 社入札。今年度は本市工事の発注も重なる中、民間工事や他団体の公共工事も重なる業者手持ちの状況から参加少数となったものと考えている。1 社参加だったが建築工事は 90%、機械工事は失格基準価格の 80%で落札されており競争性は確保できているものと考えている。 次に希望価格型は 3 件。芦津井堰整備工事は鋼製転倒ゲート、取水口ゲートを整備する専門工事で全国に向け発注したが、工事内容、工事規模などにより採算判断があった結果と考えている。鋼構造工事は業者も限定的な分野で、参加業者を確保するため全国発注としているが、やはりその時点の業者側の他の受注状況や今回工事の規模の大小など参加意欲の程度による結果となる部分はやむを得ない状況もあり、これらの案件では漏れなく参加可能業者の確保にしっかりと留意し、今後も入札状況を確認していきたい。その他 2 件の工事はポンプ関係工事でその特殊性から全国発注している。現在の希望価格方式では、積算が見積等によることで予定価

委 員	事 務 局
・それでは、この四半期の案件の中で、特に注目する案件として、4点ほど確認したい。 まず1点め。入札参加者数5社以下及び落札率90%の工事について、先ほど事務局説明でもあったが、学校トイレ工事の参加者が少なく同日落札制限等の影響もあるとのこと。それは制度のこととして、そもそも久保中外2校の工事は1社入札で落札率100%なのはなぜか。それほど何か条件が悪い工事なのか理由がわかれば聞かせて欲しい。 また松阪城跡石垣保存修理工事について、全国10社程度しかない専門技術を有する特殊工事とはどのような内容か。公告期間中の新規登録を可能としたとあったが、これまでもその様な対応をしたことがあったのか確認したい。	格や最低制限価格の設定根拠が乏しい工事や工事の専門性から全国発注しても参加者が限定されるような工事に対し、あらかじめ競争性の担保を目的とした希望価格を提示し、最低制限価格を設定しない方法で入札している。昨年委員会で希望価格の名称についてご質問もあり、この運用については事業課等と協議を行っているところ。ダンピング受注のない信用、実績ある業者に参加要件を設定し、2件の落札率からはしっかりと競争性が確保されており、今後品質等に留意し施工管理を行いたい。 次に入札中止は1件。公告後設計書見直しのため中止したもので、設計書修正の後、再度公告により執行済み。 ・久保中学校他2校トイレ改修工事については、他のトイレ工事に比べ規模が大きく発注基準等級も異なるが競争確保のためJV参加も可能としているが、結果的には1社入札で高落札となった。この工事はトイレ及び間仕切り等の工事で工種は建築一式工事となる工事。発注も建築一式工事業者に向け発注しているが、トイレの水道工事部分については下請工事となり学校現場で使いながらの工事は施工管理も注意を要し手間がかかる工事となる。加えて、今年度建築工事が多い状況や、他団体の公共工事や民間工事の受注状況なども影響してか参加が見送られ、唯一の入札も採算上の受注希望金額で応札された結果と考えている。その様な状況ではあるが、予定価格の範囲内で受注者が決定し事業が計画とおりに進むことは重要なことと考えている。 次に松阪城跡石垣保存修理工事の特異性について、国指定史跡の石積み修復において建設当時の状態に復元する特殊工事。単なる石積み工事ではなく、それぞれの石にナンバリングしながら取り外し、それをあるべき位置、元のとおり積み直していくが、例えば

委 員	事 務 局
・続いて2点目、当委員会でも継続して確認している低入札型について。先ほど事務局から説明のとおり、土木工事9件の内上下水道の合冊工事が2件あるが、それも含めて土木工事ではかなり低い落札率となっている。今年の意見書でも現時点で品質低下はないが、品質確保・適正履行のため市が設定する最低制限率 85%を大きく下回るような低入札の恒常化は課題が生じてきており、低入札契約の下限値について検討するよう意見を出したところ。今期の入札結果や工事品質などについて改めて確認したい。 また建築工事の2件は、1社入札でも競争性は確保されているとの説明だったが、もう少し内容を詳しく聞きたい。	復元の高さや位置関係が合わないこともあり、その様な際にも施工方法などを検討し適切な間詰め等を行い施工しなければならない。国指定史跡の文化財的価値を絶対に損なわないよう、積んだ当時の伝統技法で石垣を復旧する必要がある、松坂城跡の同種の石垣施工実績を履行担保として求めた。このような中、技術者条件は国指定史跡事業で文化庁が推奨する条件でもあり、本工事に必要な伝統技術の保有を客観的に判断するため、文化財石垣保存技術協議会の会員かつ同種の工事实績を求めた。また松坂城跡石垣整備検討委員会においても、この必要性からこれら条件を必ず設定するよう指導があった。今回の様な工事は、通常ほとんど発注されない工事であり、もとより名簿登録がされにくい業種。また、これまでも同様に発注頻度が低いため名簿登録が無いと判断する案件では、新規受付を並行して参加競争性の確保に努めている。 ・意見書にもいただいた低入札制度に関し、今期の結果や工事品質等については、上下水道の合冊工事2件は、応札が下限値付近に集まる状況はあるが同額まではなかった。土木関係工事では、公告188号は8社参加のうち7社が低入札で内3社が同額審査。落札率は75.43%と下限値付近となり4番5番札も千円差となった。公告268号は7社の内5社同額で1社目が積算内訳失格となり2社目が落札。落札率は75.30%で下限値付近の落札。公告163号は13社中4社同額で、4社とも積算内訳失格となり千円違いの2番札2社が審査対象。下限値付近の75.71%で落札。公告201号、235号も同額7社、5社とあり、落札率は75.34%、74.90%で下限値付近。公告269号は4社同額だったが積算審査で4社とも失格。千円差の2番札が75.36%で落札。以上のように土木工事では、同額が多発し下限値付近への応札が集中、低入札が恒常的と

委 員	事 務 局
・今期の低入札案件の状況からみると、春日保育園建築工事以外は全て下限値付近の応札で 75% 付近の最低制限制度と何ら変わらない状況。松阪市が 85% に設定する最低制限の考え方と整合が取れない状況と考えるところ。意見書にも上げましたが、当制度は	なっている。今のところ品質低下の兆候は見られないが、企業努力が際限のない状況となっていないか、当委員会からもご指摘のとおり低入札の状況と品質、適正履行などについて今後も注視していきたい。 建築工事では公告 207 号について、参加要件を単独市内・準市内業者 1000 点以上、JV 参加は代表県内 1200 点以上、構成員市内 780 点以上とし、履行実績も含め 10 社以上の参加可能業者がある見込みで発注。しかし工期が 3 か年度の長期に亘る工事で、新しい建物を利用しながら旧建物を解体する特殊工事であること、さらに今年度は他にも大型建築工事の発注があること、市所有木材を構造材利用する条件があること、など工事条件に加え特に建築業者においては民間工事との受注調整もあることなどから、結果的に 1 社参加になったと考えている。落札率は 90.05% で他に比べると若干高めかも知れないが、この条件下においては見えない競争性も含め競争性が発揮された結果と考えている。次に公告 221 号は建築工事と分離発注した機械設備工事。単独市内・準市内 750 点以上、県内業者 1200 点以上、JV 参加は代表県内 1000 点以上、構成員市内 630 点以上で、参加可能業者を 20 社以上と見込み発注したが 1 社参加となった。取り巻く状況は建築工事と同様の理由と考えるが、落札率は失格基準の 80% まで進み、1 社参加だったがしっかりと競争性が発揮された結果と考えている。建築工事も土木工事と同様に低入札調査案件については継続して注視していかなければならないと考えている。 ・この件については、ご指摘の点も含み入札結果や品質状況の注視を継続しているところ。現時点で工事品質の確保、適正履行がされているが、当然に企業努力の部分ともいえ今後の方向性について簡単には答えが出るものではない。しかし最低制限価格について

委 員	事 務 局
3年を経過し見直しを含め何か別の考えを打ち出していかなくてはいけないかと思うが、何か考えていることがあれば伺いたい。 ・これで絶対に問題ないというものはないと思うが、下限値集中、最低制限制度との整合が取れない状況を解消できたらと思う。 ・次に3点目は希望価格型について。この案件は当委員会でも継続して確認している案件。先ほど事務局からご説明があったとおり、芦津井堰整備工事は特殊性、専門性の高い工事で1社入札の高落札になった。一方、他の2件は落札率が50%付近でかなり低く、制度効果といえるものになるのだと思うが、工事品質に問題はないのか。 ・これほど下がるのかと思うが、工場製作で品質確保しやすい工事など、採用する工事をしっかりと見極め運用されたい。 ・次に4点目はインセンティブ型について。この制度は当委員会からも災害不調や品質確保等の対策として提言し、昨年度3件の試行導入については問題も無く、高評価な報告をもらったと思う。今年度も既に発注され、制度の有効性、品質確保や業者育成などについてどのような状況か、業者側の意見などもあれば確認したい。 ・意見は良いものが多いという事で、小規模な工事でも競争性が確保され、比較的条件の良い工事を選定されているという事だと思う。より早期の発注や件数増なども今後検討	は、公契連モデルや県内他市の状況も80%台後半まで進める動きがあることも確かなこと。これらの状況とあわせ低入札下限値の水準についても協議を継続して進めていきたいと考えている。 ・希望価格型は先程も説明したが、業者見積等で積算する工事や工場製作品が多く品質誤差が発生しにくい工事では、予定価格、最低制限価格の設定根拠が乏しく、競争入札適正性のため採用している。見積額等を査定し適正予定価格を設定、品質低下はなく設定根拠も乏しいため最低制限価格は設定しない。結果的にはこれにより適正競争の結果が出る。ご質問の品質確保については、当然に機器性能や材質等の品質は発注仕様書に明記していること、先程説明のとおり工場製作による部分が多く、現場施工に比べて品質誤差が少ないこと、参加条件には経審点数や過去実績を求め、ダンピング受注などしない信頼性の高い業者を選定していることから工事品質の低下は生じないと考えており、過去実績においても十分な施工品質が確保されている。 ・昨年度の試行導入では、業者側からも概ね良い評価の意見を確認し、今年度も引き続き5件の試行を行っている。9月末までには4件の試行発注を行った。今年の落札者からも概ね制度は良いとする意見であった。 災害入札への参加や品質向上への努力につながるといった制度目的、仕組みについて肯定的な意見や、施工条件の良い工事を選んでほしい、今回の工事も良い条件で適切だ、といった制度の仕組みや工事選定が適当との意見。また、今後も同程度の発注件数は確保して継続して進めて欲しいなど、今後の制度継続を望む意見など良い意見が聞かれた。 今年度の状況も踏まえ、引き続き同制度の試行継続と入札状況等を確認しながら適時

委 員	事 務 局
され制度目的に向かう運用を継続されたい。 ・低入札型の検討について、現在も結果等に注視し検討してもらっていると説明があったが、現在までのところ、また今年度の間にはどのような進捗状況になっていくのか可能な範囲で説明いただきたい。 ・低入札下限値の検討は最低制限下限値検討と関連するものと思うが、検討はまとめてされるか、別での検討もあるのか。 ・改めて今年度の時点で試行開始以来の低入札契約と一般契約の工事評定の状況を集計し報告されたい。 ・かつて労務単価などが下がり、落札価格と工事原価の差が縮まった時期があったと思うが、今の設計金額の 75%の金額が工事原価とどの程度の位置あるかどうか。公共積算も変動があると思うので 75%でもこれまでの 100%と同じであれば大丈夫と考えることもできるのか。	見直し等も進めていきたいと考えている。 ・入札結果状況の確認を続けており、これまでも土木工事、建築工事の違いや、今期もある合冊入札では異なる結果が出る状況もある。どのような制度設計であるべきなのか。本市低入札制度の当初導入目的を踏まえ、最低制限制度との関係については、不整合とご指摘の状況も認識しており、県内他市との比較でも低い落札率の状況。導入後 3 年が経過するが、今年度中に結論を出せるか否かも含め入札制度研究会などでも議論し慎重な検討を進めていきたい。 ・入札制度において極めて濃い関連性を持つ事柄であり、両制度の位置付けは当然に同時に検討されるべきものと考えている。その結果として、見直しが個別になるか、同時になるかは結果の形によるところと思う。 ・年度末頃にこれまでの集計を改めて示させていただきます。 ・確かに公共積算の単価等は人件費や資材費の変動により動きがある。ここ近年はいずれも上昇基調で数年前の設計金額と比較して全く同じ工事はないため単純比較は難しいが 20 から 30%高い金額になっていることは理論上言えること。しかし、それら単価類の上昇は国等が市場調査し設定した基準価格であり、市場動向を反映しているとするれば、そこに剰余資金が生まれると言えるものではない。当然収入金額が大きくなれば、実行予算との関係で部分的に利潤幅を得ることはあると思うが、その様な中でも国県含め 90%近くまで最低水準が上がっている状況からして、本市現状をその考えだけで解決することは難しいと思う。

委 員	事 務 局
●随意契約締結に係る意見聴取について	
・この先火葬場の運営について市内施設の統合なども検討されているのか。またこの工事で将来どの程度継続利用できるのか。 ・特許技術などの使用は建設当時に採用されている。その際にそのような技術を使用することに制限など無かったのだろうか。 ・新たに火葬炉全体を整備し直すより有利という事か。 ・整備等時には将来の随意契約を想定していたのか。まとめて競争にはできなかったのか。	・第2四半期の随意契約の内、5件の対象案件について資料により説明する。 ① 松阪市嬉野斎場（ヒプノス嬉野）火葬炉耐火物全面積替工事 ヒプノス嬉野は建設後20年が経過し火葬炉の老朽化が進む中、火葬炉内部の側面レンガ等については随時修繕を実施し設備使用してきているが改修目安15年とされる目視できないレンガ内部については建設以来手入れをしておらず、火葬中の崩落防止の必要があることから全面積替工事を実施する。工事対象の火葬炉の排気の流れを調整する炉圧ダンパーには、設備施工者の独自システムが採用され、本工事では特許技術や実用新案部材を使用しなければならず、施工後の安定稼働確保には当該火葬炉を熟知し、これらの対応を唯一可能とする導入業者による施工が必要のため随意契約を締結した。 ・市内火葬場の将来計画等も施設老朽化の程度や将来の利用予測などから適正配置等のあり方検討がされている。今回の工事で耐用年数は将来15年程度延びると見込んでいるが稼働状況にもよるため、三雲火葬場の閉鎖や稼働状況の増減によっては変動があるものと思われる。 ・旧嬉野町時代に建設された施設で、この場では一般論としてのお答えになるが、施設新築時の整備で全体設計の中で性能を満たすものであればメーカー技術による競争に委ねる部分はあるだろうと思う。 ・全く新しい設備に更新するにはより高額の費用が必要となり、改修対応で耐用年数も十分延長できるため改修工事が有利となる。 ・この類の設備は恐らくどのメーカーでも独自技術等を含むものになるだろうと思う。後のメンテナンスはどうしても必要となるが、使

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ・今回が初めての事業になるのか。将来見直し、バージョンアップなどある場合にはどうなるか。今回の契約期間後の予定は。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・	用状況等で改修工事を要する時期は異なり、例えば予め定期工事を含み契約すると、十分使用可能な状態で工事するなど、無駄な投資になってしまう可能性もあり、基本的には延命しながら必要な際に必要なものだけ実施する手法をこのケースでは採っているものと思われる。現在も専門性の高い設備等については、その特性や将来の施設管理、運用等により一括発注の検討を行うこととしている。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ② 保育業務支援システム構築業務 松阪市保育業務支援システム構築・保守業務委託に係る公募型プロポーザルを実施した結果において、提案点を構成する評価項目15項目中11項目で最高点を獲得し、企画提案書等の書類及びプレゼンテーションによる評価及び価格評価とも1位となった業者と随意契約を締結したもの。 ・県下初の事業5年契約で使用していく。その間に見直し等が必要となれば当該システムで対応することになる。契約期間終了後は必要な改修等の状況により新規更新か改修かコスト比較なども行う中で改めて競争とするか有利であれば随意契約の選択もあろうかと思う。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ③ 松阪市中心市街地活性化複合施設管理業務委託 カリヨンビルについて、地域における公的役割に鑑み、その機能等を維持・確保し、適切に維持管理、運営することが求められている。維持管理については、平成30年中に検討委員会を設置し、平成31年以降からの正式な管理方法を決定する予定で、それまでの間、本業務委託により管理するもの。施設購入においては現在のテナントや入居者と全所有者との契約を引き継ぐことが前提となっており、使用者等にも大きな変化や混乱を

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・	生じさせず円滑に機能承継する必要があることから、現在の運営者との随意契約を締結した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ④ 防災情報・被災者台帳システム構築業務委託 防災情報システム・被災者台帳システムを導入するにあたり、画面構成、仕様感、独自性、災害対策への貢献性など様々な観点から評価し、本市に最も適したシステムを導入することを目的に公募型プロポーザルを実施した。審査の結果、官民連携により開発されたシステムを提案し、本市の災害対応業務に貢献する多彩なシステム機能、柔軟なカスタマイズ性、運用後の保守及び機能追加等の対応など構築から運用・保守に至る過程での対応等の点で評価され、見積価格についても最低価格で、本プロポーザルの目的に合う最適事業者に選定されたことから随意契約を締結した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・	⑤ 平成 30 年度里山の森林安全安心対策事業業務委託 ・森林は水土保持や温暖化防止、野生鳥獣の生息の場を提供するなど様々な公益的機能を有し、私たちの生活に重要な役割を果たしている。森林がこれらを発揮するには、適正な森林管理が必要である。しかし、林業を取り巻く情勢は厳しく、採算性の好転が期待できない中で従来の生産を柱とした森林・林業施策では保全できない森林の増加が懸念される状況となっている。このため、危険地区及び水源地域の指定森林について、市、森林所有者、認定林業事業体の 3 者が協定し、その森林を公共財と位置づけ森林の適正な管理を里山の森林安全安心対策事業として実施する。市と森林所有者及び認定林業事業体において 10 年間の災害に強い森林づくり協

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	定に基づく事業実施が必要で、森林所有者の同意を得ており、唯一本委託業務の実施を可能とする認定林業事業体と随意契約を締結した。
●次回開催日程及び抽出委員の選出	
・次回は定例会にあわせ、本市発注工事の現場視察も実施したい。開催日は平成 31 年 1 月 30 日（水）の 13 時 30 分からとし、抽出委員は古田委員とする。	